

体罰ゼロの学校づくり

宮崎県から体罰をなくそう

宮崎県教育委員会

平成21年10月

教職員の皆さんへ

教育長 渡辺 義人

皆さん、考えてください。

学校に勤務する教職員は、教育のプロフェッショナルとして、

職務に誇りをもち、他者から尊敬される人物ではなかったか。

教育の営みとは、

他人の痛み、悲しみをともに感じ、心をかよわせることではなかったか。

学校現場では、教職員の皆さんが、

子どもたちの存在の尊さや保護者、地域の方々の思いや願いを理解し、

日々熱心に取り組まれている姿があります。

しかしながら、事が、体罰に及んでしまうと、このような真摯な取組も

無になってしまう。

残念でたまらない。

各学校において、体罰根絶のための次の3箇条を胸に受け止めて

「体罰ゼロの学校づくり」に努めていただきたい。

- 1 体罰は、絶対に許されない行為である。
- 2 体罰は、暴力である。
- 3 体罰は、人権侵害である。

目次

I 総 論 編

1	「今後は、決して生徒に対して手を挙げない」	1
2	体罰NO 生徒の自主性を重んじた部活動指導	2
3	学校現場からの声「何故、体罰は起きるのか」	3
4	体罰は、人権侵害です！	4
5	体罰を起こす背景は、何でしょうか。	4
6	「体罰ゼロの学校づくり」のために、どうすればよいでしょうか。	5
7	体罰は、子どもの心と信頼を砕く行為です。	6
8	県内の懲戒処分を受けた体罰について	7

II 学校現場からの研修実践報告

9

1	〇〇市立〇〇中学校の実践	
	（1）研修の流れ	10
	（2）体罰の根絶を目指して～〇〇中プラン	12
	（3）〇〇中学校体罰防止「かきくけこ」	13
2	宮崎県立〇〇高等学校の実践	
	（1）研修内容	14
	（2）問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（平成19年）	16
	（3）「体罰」に関する自己チェック表	20
3	宮崎県立〇〇特別支援学校の実践	
	（1）研修会のアンケート	21

III 演習を用いた研修事例

1	演習を用いた研修事例（研修の提案例）	22
	（1）研修の流れ	23
	（2）研修の視点	24
	（3）演習事例（小 学 校 用）	25
	（4）演習事例（中 学 校 用）	27
	（5）演習事例（県立学校用）	29

I 総 論 編

本人の御了解により一部を修正して、体罰の報告書を掲載させていただきました。

1 「今後は、決して生徒に対して手を挙げない」

今回の件に関しては、大変申し訳ありませんでした。

今回、なぜ過ちをしてしまったのかを昨日、自分自身で考えてみました。

事件当日、飲酒のことを聞き、部員に伺いました。

数名の部員が事実を認め、さらに詳しい内容を聞いたところ、大会に向けての栄養会で保護者が飲み残したアルコールを飲んでいたことが分かりました。

その時、私の頭の中には遠方から栄養会のために駆けつけて頂いた保護者のことが思い出され、その人たちへの恩をあだで返すようなことをした部員に対して、裏切られた悲しい気持ちと同時にどうしても許せないという気持ちになりました。

それで手を挙げるという教師としてあるまじき行為に至ってしまいました。

昨日、校長先生と教頭先生より話をいただき、改めて自分自身のあさはかさと指導力のなさを痛感しました。

今までの自分自身が気づいていなかったことは、私と生徒との間に築かれていたものは信頼関係ではなく、むしろ従順関係ではなかったかということです。

つまり、人間性に惹かれてついてきているというよりも、私に対しての恐怖心からついていくふりをさせられていたのだと思います。

そうさせてしまったのは私自身の勘違いな指導が原因なので、今後は、一方的な高圧的指導ではなく、心に訴え、心に響かせる指導を身につけなければならないと思います。そのためには自分自身がもっと器の大きい人間性を身につけ、魅力ある人間になる必要があり、あらゆる場面で人間修行を行う覚悟です。

最後に、今後決して生徒に対して手を挙げないことを誓うとともに、今までご迷惑をおかけしたことに心よりお詫び申し上げます。

2 体罰NO 生徒の自主性を重んじた部活動指導

ある県立高校の部活動顧問の先生にメッセージを書いていたいただきました。

「気づき、自ら工夫する選手の育成をめざして」

私は、全国大会において優勝を目指し、選手を指導している一人である。ここ数年において優勝、準優勝の結果を出すことができたが、全国優勝するためには、勝つために必要な要因がいくつも集結することで、初めてその可能性が出てくるものであると感じている。私は、特に大会において、選手の能力を最大限発揮することのできる指導方法とは、どのような方法があるのか、勝つための要因を、日々指導していく中でよく考えることがある。

指導方法と言っても何が良くて、何が悪いかは、紙一重の世界である。100人の指導者がいれば、100通りの指導方法があってもおかしくはない。私は以前、ある競技の強豪国で、ある代表選手のトレーニングを見学した時に衝撃を受けた。その姿というのは、トレーニングを楽しみ、指導者と選手が、リラックスしながら取り組んでいる姿であった。その姿は、はしゃいでたようにも見受けられたが、だからといってモチベーションが低いわけではなく、むしろモチベーションは、すごく高いものであった。

その姿と比べて、日本人のトレーニングスタイルはどうだろうか。日本人がそのような姿でトレーニングをおこなった場合、「集中していない」、「弱いチームだ」など、悲観的な感情を抱くことの方が多いのではないかと考える。日本人のトレーニングは、「笑顔は必要なく、とにかく厳しく鍛えないと全国大会では勝つことができない」と考える指導者、選手が大半であると思う。確かに厳しく鍛えることは、全国大会で勝つための要因の一つでもある。しかし、厳しく鍛えるというものが、時には、体罰によってなされているのが現状につながっているのではないかと考える。その考え方が日本の文化と言え、それで終わりだが、私はもっと他に方法があるのではないかと考える。

確かに過去、体罰によって厳しく選手を鍛え、卒にはめて指導する方法で全国大会で優勝することもあったかもしれない。しかし、私は時間は、かかるかもしれないが、選手一人ひとりが本気で自分達のやるべきことを考え、気づき、それを実行できる選手を育てたい。そうできるのであれば、体罰をしなくても全国優勝できるだろう。この指導方法は、手間と時間がかかり、指導者は我慢することや待つことが必要となる。体罰に頼る指導より、むしろこの方法こそ、大会において選手の能力を最大限に発揮することのできるのではないかと考える。心からその競技が好きで、競技に取り組むことに楽しさを感じ、競技を通して「勝つことの喜び、負けることの悔しさ、どのようなしたら勝てるだろうか、上達できるのであろうか」など、本気で選手が感じるように、数多くの経験をさせることができる環境を提供することが、指導者に求められる役割でないかと考える。また、そのために工夫をすることが、選手がもっている能力を、最大限に発揮させることが、できる指導方法につながると確信する。

私は、現在、指導方法について、毎日試行錯誤しながら指導をおこなっている未熟者ではあるが、選手が自分の意志と工夫で、私の想像を超えるパフォーマンスができるような指導を、日々目指していきたいと考えている。そして、そのための指導方法を常に研究していくことこそ、指導者の喜びであると感じている。

3 学校現場からの声「何故、体罰は起きるのか」

県立学校からの研修報告書より抜粋

- 教師自身が感情のコントロールをすることができない。
- 自分が、絶対だ!という意識が強すぎる。熱心のあまりに体罰が起きる。
- 体罰は、容認しないが、生徒のためならその必要性（愛のムチ的）を感じることもある。教育効果があると思っている人がいる。
- 部活動では、精神的に追い込み、強くするためには、体罰もやむを得ないと考えている人がいる。体罰に対する認識が甘い。
- 自分達も、体罰を受けて育っているという経験も持っている。
- 一人の先生に負担がいたり、生徒指導を任せたりという環境が体罰に繋がっている。
- 教師の権威の低下＝常識的なことが、通じない生徒が増加している。
- 保護者も「しつけの一部」と言って家庭で、暴力をふるっている。
- 「言うことを聞かないときは、叩いて下さい」という考えを持つ保護者がいる。
- 体罰を与えることで、教師の熱心さ(?)を伝えようとする考えがある。
- □で説得するより、体罰による恐怖で指導した方が手っ取り早いという考えが根底にある。
- 全教職員の生徒指導に対しての考え方が、学校全体で同じはない。

4 体罰は、人権侵害です！

子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されるべき存在です。

学校教育においても、子どもの人権を尊重し、一人一人を大切にした教育の一層の推進が図られています。明日の宮崎を担う子どもたちを育てていくための基盤は、何といても、人権を尊重する教育、すなわち人権教育の充実です。

そのため、私たち教職員には、自らの大切さや他の人の大切さを認めていくような環境づくりに主体的に取り組むことが求められています。

しかしながら、子どもの人権を著しく侵害する体罰が教育の場で後を絶たないのが実状です。体罰は、人権教育を推進する上での妨げになるばかりか、子どもに深い心の傷を負わせ、自尊感情を減退させます。さらに、教職員と子ども及び保護者との信頼関係を崩すなど、学校教育全般へも深刻な影響を及ぼします。

私たち教職員は、このことは、十分認識しているはずですが、また、学校教育法で体罰が禁止されていることも知っています。

ではどうして体罰を起こすのでしょうか。



5 体罰を起こす背景は、何でしょうか。

(1) 子どもの人権への認識不足

子どもの人権を尊重しようという意識が低いと、自分の指導が通らない場合など、子どもの内面に訴える指導ではなく、その場で直ちに解決したくなる自分の気持ちを優先させてしまい、言葉よりも手が先に出てしまうことがあります。

この場合、子どもは指導に従ったように見えますが、実は痛みなどの苦痛から逃れるための行動であり、心に響く指導にはなっていません。

(2) 教職員間の不十分な協力体制

教職員間の協力体制が不十分だと効果的な指導ができないばかりか、お互いにストレスがたまり、その「あせり」から体罰を起こすことがあります。また、教職員が孤立し、他の教職員の協力が得られずに指導がうまくできなかった場合、子どもの態度に触れ、自分の感情をコントロールできなくなり、衝動的に体罰を起こすことがあります。

(3) 結果を出すことを急ぎ過ぎる意識

学校が家庭や地域との連携を深め、教職員が保護者の声や地域の人々に耳を傾けることは望ましいことです。ただし、期待に応えたいあまり、急いで結果を出そうとする意識が過ぎると、使命感や責任感の強い教職員は自分を精神的に追い込むことがあり、時に体罰の誘因になることがあります。

(4) 体罰容認論

時と場合によっては、ある程度の体罰は、子どもの教育には必要だという体罰容認論が、社会や保護者、教職員にも根強く残っているのではないのでしょうか。しかし、子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されるべき存在であり、いかなる理由があっても体罰は許されません。

6 「体罰ゼロの学校づくり」のためにどうすればよいでしょうか。

教職員一人一人が人権感覚を高めましょう。

(1) 体罰は人権の問題

学校教育の現場から体罰を根絶するためには、体罰を指導方法の視点から捉えるべきではなく、「人権の問題」として考えていく必要があります。人権尊重に裏打ちされた教育理念に沿って、子どもをより理解して教育活動を行う日常の実践が大切です。

(2) 子どもの基本的人権の尊重

教職員一人一人が、体罰は子どもの人権を侵害する絶対に許されない行為であり、指導を困難にしまうことへの認識と自覚を深める必要があります。何よりも先ず、教職員自身が子どもの基本的人権を尊重することが大切です。さらに、いじめや暴力、児童虐待等の人権侵害から子どもたちを守らなければなりません。

(3) 人権に関する研修の充実

すべての教職員が、子どもの人権を侵す体罰や侮辱的な言葉、不公平な扱い等をなくすことは勿論、人権問題を直感的にとらえる感性及び人権への配慮が態度や行動に現れる鋭い人権感覚を身に付けることが必要です。

そのため、人権に関する研修を組織的・計画的に実施するとともに、教職員自身が自分の教育実践をふり返ることができるよう研修の充実を図ることが重要です。

人権の視点から、自分の教育実践を点検してみましょう。

- ① 子どもに自ら明るいあいさつをしたり、温かい言葉をかけたりしている。
- ② 指名をするときは、「くん」「さん」を付けて呼んでいる。
- ③ 子どもの学校・家庭での様子について把握している。
- ④ 子どもの悩みや人間関係を把握している。
- ⑤ 保護者の思いや願いを把握している。
- ⑥ 孤立している子どもがいないか配慮している。
- ⑦ 子どもの相談にのったり、進んで声をかけたりしている。
- ⑧ 互いのよさを認め合う場を設定している。
- ⑨ 子どもへの指導や対応について、互いに相談し合っている。
- ⑩ 人権尊重や、体罰・暴力の防止について、研修を定期的に行っている。

7 体罰は、子どもの心と信頼を砕く行為です。

(1) 体罰は、暴力以外の何ものでもありません。

子どもを叩いたり、蹴ったりする体罰は、子どもの心に深い傷を負わせることになります。その傷は、恐怖心、屈辱感を与えるだけでなく、子どもに無力感や劣等感を増大させることになります。体罰は、指導の行き過ぎどころか、暴力以外の何ものでもありません。

(2) たった1回であっても体罰事件は、学校不信を招きます。

教職員と児童生徒との信頼関係が崩れれば、保護者・地域からの不信感が、増し、やがては地域全体の信頼を失う結果となります。学校教育で成果を上げていくためには、保護者・地域の理解と協力が、不可欠であり、教職員への信頼が第一です。たった1回であっても体罰事件は、確実に学校不信を招き、本来の学校教育の成果を上げることができなくなってしまう。時に厳しさは求めても、どの保護者も自分の子どもが大切にされることを願っています。

(3) 教職員と児童生徒との信頼関係の崩壊にもつながります。

子どもたちは、学校において、様々な教職員の個性に触れて成長を遂げています。しかし、一人でも力によって指導する教職員がいる場合、表面的には、その怖さに従うそぶりを示しますが、内面的には不満や恨み、反発心などを持つようになり、教職員集団全体に対する不信感を抱かせる結果となります。さらに、力の弱い教職員の指導に対して、子どもが横柄な態度をとるなど、教職員によって接し方を変えるという事態が発生することにもつながります。

(4) 体罰に肯定か否定かという議論は、成り立ちません。

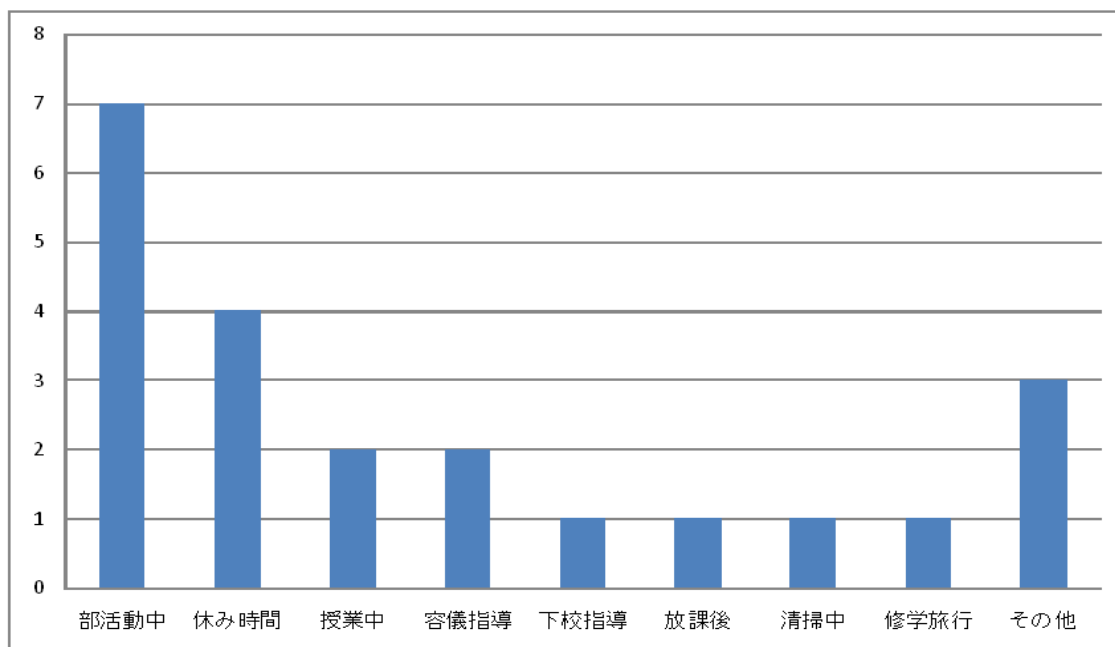
子どもたちの身勝手な態度を何度口頭で注意しても効果がなかったのに体罰に走った場合、肯定的な態度を示す教職員と、それを否定する教職員との間に相互不信という状況が発生してしまいます。肯定派の教職員は、否定派を「体罰は、やむを得ない場合もある」「一定の限界内であればよい」「法律は法律、教育は別」「身体を張っていない」という言葉で非難し、反対派は「教育の営みではない」という言葉で反論します。教育理念や教育観の違いに関する議論は、大切ですが、体罰に肯定か否定かという議論は成り立ちません。

8 県内の懲戒処分を受けた体罰について

平成16年度から平成21年度 計22件

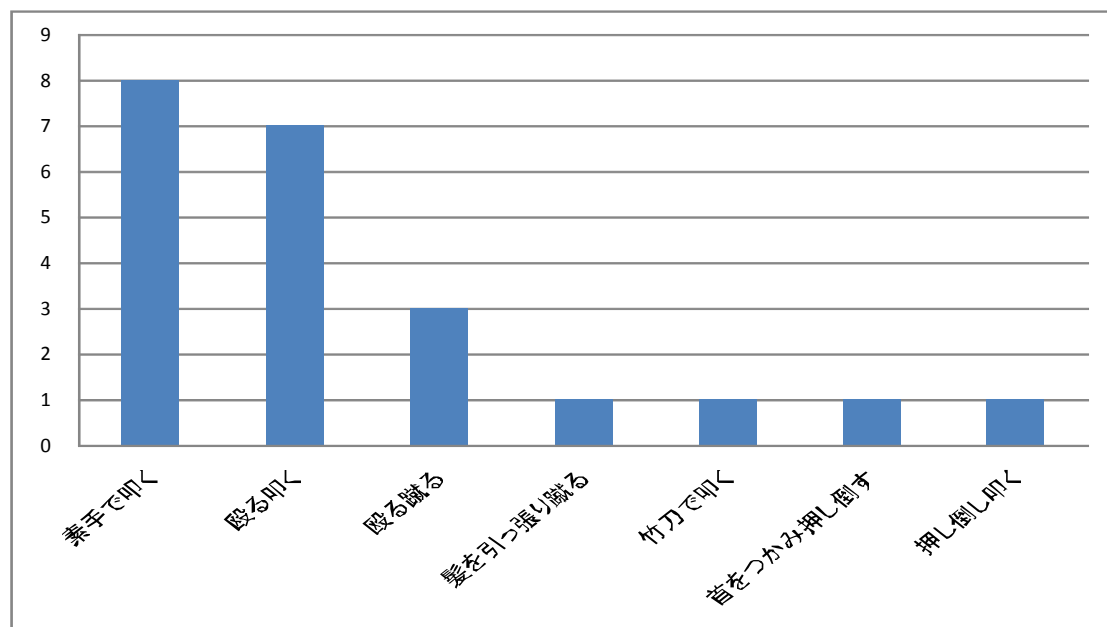
平成21年度は、7月31日現在のデータ

(1) 体罰が発生した場面



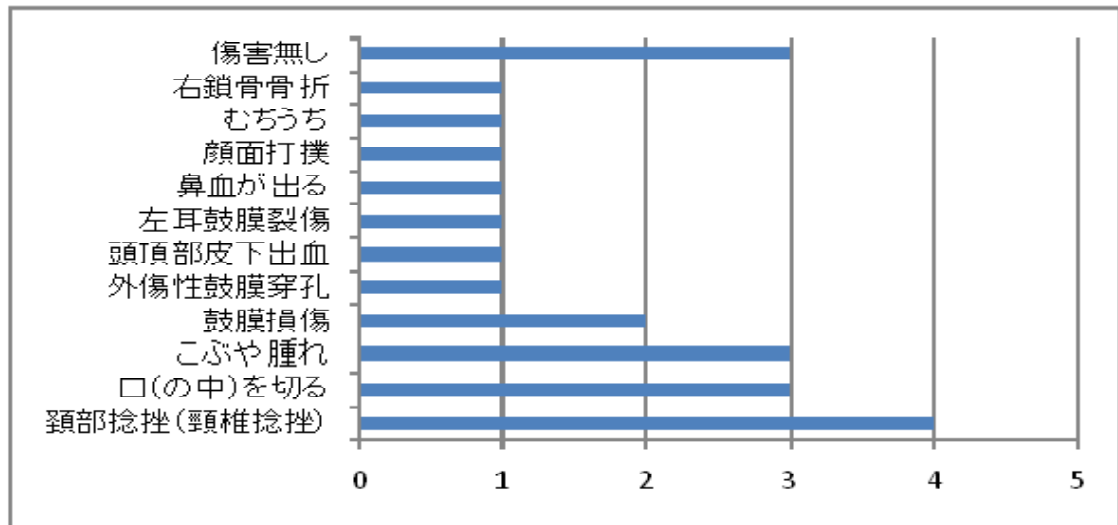
- 中学校や高校において、部活動中の体罰が多いのは、全国的傾向である。

(2) 体罰の態様



- 素手で叩く、殴る叩く、殴る蹴るなどの態様は、普段の生活では、考えられないものである。

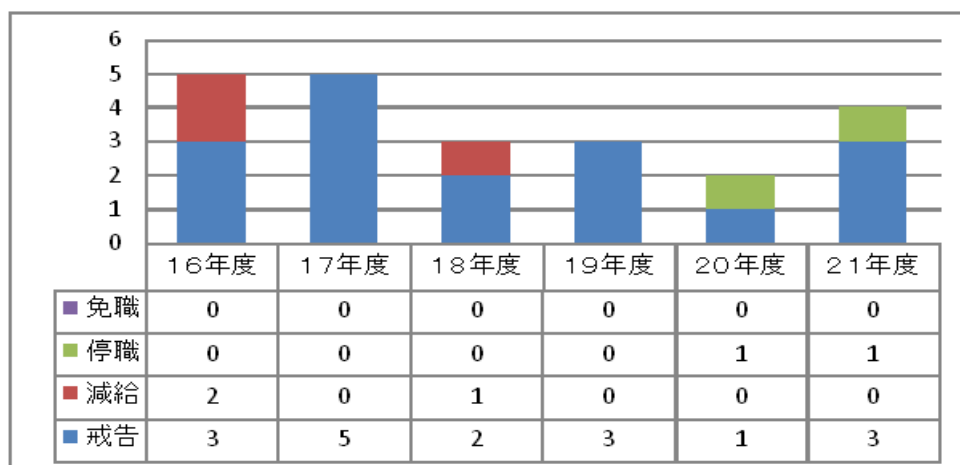
(3) 被害の状況



○ 傷害無しは、3件だけで、残りの19件は、何らかの傷害が生じている。

(4) 懲戒処分状況

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	小計
戒告	3	5	2	3	1	3	17
減給	2	0	1	0	0	0	3
停職	0	0	0	0	1	1	2
免職	0	0	0	0	0	0	0
小計	5	5	3	3	2	4	22



○ 体罰によって、懲戒処分を受けた件数は、平成16、17年度が、5件であり、その後は、減少傾向であった。しかし、平成21年度は、4月から7月までで体罰によって懲戒処分を受けた件数は、4件である。

Ⅱ 学校現場からの研修実践報告

1 ○○市立○○中学校の実践（10～13頁）

○○中学校には、演習事例（中学校用、27、28頁）を使って研修をしていただきました。

○○中学校の研修のよさは、学校の実態に応じた研修の過程を工夫したばかりでなく、「体罰の根絶を目指して～○○中プラン」や「○○中学校体罰防止『かきくけこ』」を、全教職員で作成して、体罰防止に向けた実践に繋げておられることです。

ぜひ参考にしていただきたい実践です。

2 宮崎県立○○高等学校の実践（14～20頁）

○○高等学校には、創意工夫のある研修に取り組んでいただきました。

○○高等学校の研修のよさは、ややもすると建前だけで終わりやすい研修を「○×カード」から導入を図り、通知文や新聞記事を活用しながら班別研修で教育現場の実態に即した教職員の心に一步踏み込んだ研修に取り組んでいただいたところです。

さらに「体罰」に関する自己チェック表を活用しながら、研修が終わった後も、認識を高めようとする工夫がなされています。

ぜひ参考にしていただきたい実践です。

3 宮崎県立○○特別支援学校の実践（21頁）

○○学校は、体罰の研修を行う際に学校の実態をしっかり把握して研修に取り組んでいただきました。

そして、○○学校のよさは、そのアンケートを研修の前と後にとり、研修が本当に、一人一人に響く研修であったかを振り返っていただきました。

ぜひ参考にしていただきたい実践です。

※ 紙面の都合で3校の取組しか掲載できませんでしたが、多くの学校から体罰に関する実践報告を頂きました。有り難うございました。

1 ○○市立○○中学校の実践（研修の流れ）

段階	時間	研修内容	研修上の留意点	備考
オリエンテーション	5分	 どんな学習をするのだろう。 ○ オリエンテーションを行い、1時間の流れについて説明するとともに研修上の留意点についても触れる。 共通テーマ:「体罰の根絶を目指そう」	○ オリエンテーションで「体罰の根絶を目指すための研修」であることを全員が十分認識するようにする。 ○ グループ分けについては事前に知らせておく。	資料
自分の考え整理	5分	 自分の考えをまとめよう。 ○ 演習1、2を読んで、各問に対する自分自身の考えをまとめる。 ○ 配付された研修の視点を見ながら考えをまとめる。	○ 事前に研修の視点を配付し、それをもとにそれぞれの視点から自分の考えをまとめるようにする。	演習事例1 演習事例2 視点
グループ話し合い	15分	 グループで話し合おう。 ○ 司会者の進行で話し合いを進める。 ○ グループは4～5名とする。 ○ 各自で考えた意見を出し合い、問題点等について話し合う。	○ グループで初めに司会者と記録者を決める。（記録者が全体での発表者となる。） ○ 司会者は研修の視点に沿って話し合いを進めるようにする。	演習事例1 演習事例2 視点 記録用紙
発表	10分	 各グループの考えを聞こう。 ○ グループの話し合いでどのような意見が出されたのかを発表し、耳を傾ける。	○ 各グループの記録者が発表する。	
整理	10分	 重要な点・共通点を整理しよう。 ○ 各グループから出された発表の中で、共通すること、重要なことを整理する。	○ 重要な点、共通点を洗い出す中で、体罰根絶に向けて何が重要であるかを十分認識するようにする。	
体罰根絶への対応策	15分	 対応策・改善策を話し合おう。 ○ 体罰防止に向けた対応策、改善策について話し合い、学校全体、個人として着手することを決める。 ○ 校長が研修のまとめを行い、体罰根絶に向けて職員一丸となって取り組んでいくことを確認する。	○ 学校全体で取り組む対応策・改善策については、実践につながるものをつくるようにする。 ○ 個人として着手することについては一人一人紙に書いて提出するようにする。	まとめ記入用紙

研修の実際

オリエンテーション		① 「演習を用いた体罰防止の事例研修の過程」を全職員に配付し、本研修の趣旨は体罰の根絶を目指して行うものであることを説明し、研修に取り組む際の課題意識を一人一人に持たせた。また、本研修の流れについても説明し、学校全体、個人として着手する対応策・改善策を策定することも告げた。
自分の考え整理		② 演習事例1、演習事例2(中学校用)を読んで、各問に対する自分自身の考えをまとめる。その際、配布している研修の視点も参考にして、様々な角度から問題点等について考えるようにする。どちらの事例も本校でも起こりうる話であるので、身近なこととしてとらえ真剣に考えることができた。
グループ話し合い		③ 各グループでの話し合いでは、一人一人がまとめた考えをグループ内で互いに出し合った。自分の考えと他の職員の考えとを比べながら、他の職員の考えから学ぼうという姿勢で臨んでいた。年齢や性別についても偏らないように事前にグループ分けをしたことにより、各グループとも活発な意見交換ができた。
発表		④ 各グループの記録者がグループ内で出された意見について全体に発表を行った。他のグループの異なった考え方に触れることができるとともに、共通する点も多く出され、互いに重要な点を確認しあっていた。
整理		⑤ 全体でグループから出された意見で共通するものや体罰防止に向けて重要な点について発表しあった。教職員の自覚や生徒指導体制、保護者との連携等の大切さが出され、本校においても今後ともそうした点について十分留意しながら取り組んでいくことを話し合った。
体罰根絶の対応策		⑥ 今回出された対応策・改善策を「〇〇中学校プラン」としてひとつにまとめ、校内に掲示し、常に心がけることとした。また、「〇〇中 体罰防止かきくけこ」を考え、あわせて校内に掲示すること、「体罰防止に向けての12のチェック項目」を考え、定期的に自己点検することを決めた。最後に校長が研修のまとめを行い、研修会を終了した。

体罰の根絶を目指して～00冊プラン

プラン1～教職員の自覚



- 1 体罰は生徒の人権及び人間としての尊厳を損なう行為であるので、常に冷静さを失わず心に余裕をもつとともに、生徒に愛情を持って接し、教え諭すことを心がける。
- 2 体罰は重大な信用失墜行為であり、それを受けた本人が身体的・精神的に傷つくばかりでなく、その現場に接した他の生徒にも恐怖心を与え、精神的に傷を与えることとなることを強く自覚する。
- 3 「体罰は愛の鞭」「大きな問題行動に対する指導や部活動の指導では体罰は許される」といった誤った考え方に対して、体罰否定を強く貫く。

プラン2～生徒指導体制



- 1 全職員が共通理解の下、組織的に生徒指導に取り組むとともに、報告・連絡・相談を徹底するなど校内生徒指導体制の確立を図る。
- 2 対症療法としての生徒指導だけでなく、全教育活動で生徒指導の機能(共感的人間関係・自己存在感・自己決定)を生かし、積極的な生徒指導を展開する。
- 3 全職員が一人一人の生徒の変化に気づく眼、見逃さない眼を持つとともに、相互に情報交換をしながら根気強く指導する体制を整える。

プラン3～学校の体制



- 1 体罰防止研修や人権感覚を身に付けるための研修を定期的実施するとともに、学校に体罰を引き起こす体質がないか常時点検する。
- 2 「体罰防止に向けての12のチェック項目」を定期的に自己点検し、不適切な指導や体罰の疑いのある指導がないかどうかを確認する。
- 3 生徒・保護者の悩みや心配について、管理職をはじめ全職員で相談に応じ、迅速に情報を共有できる学校体制を築く。(全職員で行う週1回の朝の生徒指導連絡会をさらに充実させる)

プラン4～家庭・地域との連携



- 1 地域づくり協議会、青少協等との連携を図り、地域ぐるみの青少年健全育成を目指すよう努力する。
- 2 保護者や地域住民の一部に体罰を容認する考えがある場合には、学校として体罰否定の明確な指導方針を説明し、継続的に啓発を行う。
- 3 開かれた学校づくりにさらに努めるとともに、学校は地域の一員であるという認識に立ち、家庭・地域との連携を図り、いつでも保護者や地域住民が訪問できる環境整備に努める。

〇〇中学校 体罰防止かきくけこ

かきくけこ
かっとなったら深呼吸
築こう互いの信頼関係
く 苦しくても手は出さず
け 謙虚な心で対応し
こ 子どもの幸せ追求しよう

2 宮崎県立〇〇高等学校の実践

(1) 研修内容

- 1 まず、何も資料を渡さない状態で、教頭が参加者に〇×カードを配り、「体罰は人権問題である」、「時と場合によっては、体罰は許される」という種類の10の質問をして、何が体罰にあたるか。現在の認識についてそれぞれの先生方の考え方を明らかにした。(20分)

体罰Q&A YESであれば〇、NOであれば×

質問事項	
1 「体罰」は人権問題である。	〇
2 「体罰」に関する規定は、教育基本法に定めてある。	×
3 生徒との間に信頼関係があれば、ゲンコツ程度の体罰は許される。	×
4 時と場合によっては、体罰を行うこともやむを得ない場合がある。	×
5 授業中に質問に答えられなかった生徒をしばらく立たせることは体罰である。	×
6 日直を忘れて帰った生徒に、罰として日直を多く割り当てることは体罰ではない。	〇
7 宿題を忘れた生徒を職員室に呼んで、昼食抜きで指導することは体罰である。	〇
8 授業中に騒いで授業を妨害し、他の生徒の学習を妨げる生徒を教室外に退去させることは教育上必要な措置として差し支えない。	〇
9 部活動の指導においては、普段とは違う側面があるので、体罰も許容される。	×
10 私は、体罰をした経験がある。	

《体罰の研修風景》



2 1の項目についての質疑応答。「教師や他の生徒に危険が及ぶ場合はどうすればいいのか。」などの質問を出し合う。(10分)

3 通知文「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(平成19年2月)
(16頁～19頁)を配付して読み合わせる。(15分)

保護者や地域の教育力がほとんど機能していない状態で、目の前に指導の困難な生徒を抱えながら、一切の体罰的指導を禁じられている教師には、ジレンマのような感情が根強くあります。

特に、「生徒をどうにかしたい」という思いが強い熱心な先生ほどそういう思いは深刻で、ともすると現場にはやり場のない無力感が漂うことがあります。

体罰は確かに許されない。しかし、目の前の生徒をどうすればよいのか。そういう気持ちの教師によって、この通知文は、痒いところに手の届く配慮と現場の実態に即した、非常に納得のいく通知であると思います。

4 体罰についての基本的な認識を確認したところで、体罰に関する新聞記事を先生方に読んでもらい、

5～6人の班別討議で、

1 何が問題だったのか。

2 では、どうすればよかったのか。

という2点について、20分間話し合った後、代表が班の意見を発表した。(30分)

なぜ、このテーマでグループ討議をしたかという、体罰が悪いことは、教師なら誰でも理屈ではよく分かっていて、そのことをご託宣のようにいくら繰り返しても中身のある研修にはならないだろうと考えたからです。現場の実態に即して、一歩踏み込んだところで体罰の「病理」を考えてもらいたいと思ったからです。

5 校長のまとめの話

体罰は決して許されないことの確認(5分)

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

平成19年2月5日

文部科学省初等中等教育局長 銭谷 眞美

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。

いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、児童生徒の安心・安全について国民間に不安が広がっています。また、学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教師あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の毀損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。

問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は問題を隠すことなく、教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備することが重要です。また、家庭、特に保護者、地域社会や地方自治体・議会を始め、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です。

昨年成立した改正教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されました。

いじめの問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要です。

このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたいと思います。

この目的を達成するため、各教育委員会及び学校は、下記事項に留意の上、問題行動を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行うようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導願います。

記

1 生徒指導の充実について

- (1) 学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。

- (2) 児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- (3) 問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

2 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- (2) 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。
- (3) この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。

学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。

市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。

都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教職員の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育委員会や学校をバックアップする。

地域では、警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。

- (4) その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」（平成13年11月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知）による。

3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員（以下「教員等」という。）は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持てない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を

招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。

- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和23年12月22日付け法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」（別紙）を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

別紙

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。

- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
- 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎて長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きが多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

「体罰」に関する自己チェック表

各項目について、「良好であれば○、概ね良好であれば△、良好でなければ×」と記入してください。

自分自身をふりかえるためのものです。満足度に応じてつけてください。
年数回自己チェックを行い、自己理解と自己認識を高めましょう。

体罰に関して	日 付	日 付	日 付
(1) 体罰は人権問題であるという意識をもっていますか。			
(2) 児童生徒の言動に対して、感情的になることはありませんか。			
(3) 児童生徒の思いを聞かずに、頭ごなしに叱ることはありませんか。			
(4) 児童生徒を指導する際、怒鳴ったり、威圧的な態度で接していませんか。			
(5) 時と場合によっては、体罰を行うこともやむを得ないと思いませんか。			
体罰に関わる内容	日 付	日 付	日 付
(1) 生徒からの相談の際、自らの感情を生徒に移入することがないよう配慮していますか。			
(2) 生徒指導を行う際は、感情を抑えた冷静な指導に心がけていますか。			
(3) 体罰は絶対に許されないという認識のもと、教科指導や生徒指導にあたっていますか。			
(4) 生徒の人格を大切にし、常に指導者と生徒という立場をわきまえた指導を行っていますか。			
(5) 人権学習等で学んだことを実践していますか。			
(6) 理解力不足や集中力不足の生徒に対して適切な指導方法を顧みていますか。			
(7) 居眠りや授業に集中できない生徒をそのままの状態にしているか。			
(8) 服装が乱れている生徒を見かけたとき、その場で注意していますか。			
(9) 容儀指導については、職員全員で行う指導であると日常的に心がけていますか。			
(10) 普段と異なる身なりや態度をとる生徒がいる時は、早めの声かけをしていますか。			

3 宮崎県立〇〇特別支援学校 体罰防止に関する研修会 事前アンケート
(事後アンケートも同じものです)

- 1 児童生徒が職員の指導に従うのは当然とっていないか？
() 思う () 思わない
- 2 児童生徒が反抗的な態度をとるのは、児童生徒が悪いからとっていないか？
() 思う () 思わない
- 3 児童生徒が指導に従わないのは自分の指導力不足と関係がないとっていないか？
() 思う () 思わない
- 4 自分の指導が一番いい指導であると思っていないか？
() 思う () 思わない
- 5 自分の強いところを見せておくと、他の児童生徒にも自分の権威が保たれると思っていないか？ () 思う () 思わない
- 6 集団生活の管理の視点のみによって児童生徒を動かそうとしていないか？
() している () していない
- 7 児童生徒の気持ちを考えずに、自己中心的な指導をしていないか？
() している () していない
- 8 自説に固執し、同僚などの意見を聞き入れずに指導をしていないか？
() している () していない
- 9 児童生徒に要求したことを自ら守らないことはないか？例えば「時間を守れ」と言いながら、自分が時間にルーズではないか？
() 必ず守る () 守らない
- 10 児童生徒は、職員の言動が常に一致しているかを常に見ていることを自覚しているか？
() している () していない
- 11 児童生徒の性格や個性を考えて指導しているか？
() している () していない
- 12 児童生徒には、一人一人発達段階に差があることを考慮して指導しているか？
() している () していない
- 13 指導の具体的な場面で、カッとしてしまう自分の感情を、冷静にコントロールしているか？ () している () していない
- 14 指導したことを児童生徒はすぐに実行すべきだと考えていないか？
() 考えている () 考えていない
- 15 ことばによる指導よりも力で従わせる方が効果があると考えていないか？
() 考えている () 考えていない
- 16 指導力不足を威圧や腕力で補おうとしていないか？
() している () していない
- 17 自分が過去に受けた体罰等力による指導を肯定していないか？
() 肯定している () 肯定していない

III 演習を用いた研修事例

1 演習を用いた研修事例（研修の提案例）

体罰に対しては、各学校において、日頃から通知文や新聞等の資料を活用しながら、全教職員の体罰防止に取り組んでいただいております。

しかしながら、学校現場から体罰がなくならないという厳しい現実があります。教職員一人一人の心に響く取組を行わないと体罰は、なくならないという指摘も、県民の方から頂いております。

そこで、各学校の実態に応じた「演習を用いた研修事例」を提案したいと思い、研修の提案例を資料として添付しました。

この資料を1つの参考例としていただき、学校の実態に応じた研修に取り組み、その実践が、教職員一人一人の心に響き、「体罰ゼロの学校づくり」に繋げることを願ってやみません。

なお、「1 〇〇市立〇〇中学校の実践」（10～13頁）は、この演習事例を活用した学校現場からの研修実践報告です。

(1) 研修の流れ (50分程度)

(学校の実態に応じて、案を作って行ってください。)

- ① 各問いに対しての自分自身の考えをまとめてみる。 5分
- ② どんな問題があるかグループで話し合う。 15分
- ③ グループの話し合いでどのような意見が出たか全教職員に発表する。 10分
- ④ 各グループから発表されたなかで、共通すること、重要なことなどを整理する。 10分
- ⑤ 問題への対応策・改善策について話し合い、学校全体及び、個人として着手することを決める。 10分

1 討議の視点(例)(詳しくは、24頁参照)

- ① 体罰に対する校内体制は？
- ② 体罰を指摘し合う教職員間の関係は？
- ③ 発生した体罰行為の報告は？
- ④ 先ずは第一報、そして公平な事実把握は？
- ⑤ 一部の教職員の指導力に頼りすぎていませんか？
- ⑥ 地域、保護者等と協働した学校づくりへの取組は？
- ⑦ 学校には、体罰を容認する雰囲気は、ありませんか？

2 グループ編成の留意点

- ① 年齢や職階が偏らないようなグループ編成にする。
- ② 気の合う仲間だけのグループ編成にならないようにする。
- ③ グループ討議では、本音が出やすいような雰囲気をつくる。

3 対応策・改善策の留意点

- ① 実践に繋がるような対応策・改善策をつくること。
- ② 学校全体で取り組む対応策・改善策を作成する時は、教職員の意見が、まとまるまで、繰り返し研修を行うなど時間をかけて行うこと。
- ③ 参加していない教職員へも研修の内容や雰囲気を伝え、しっかり理解させること。

(2) 研修の視点

研修の視点①・・・「体罰に対する校内体制は？」

あなたの学校では、校長・教職員の認識や校内体制のあり方は、体罰に毅然とした姿勢で臨み、児童生徒の被害を防ぐに十分な対応力を有していると言えますか。

研修の視点②・・・「体罰を指摘し合う職員間の関係は？」

あなたの学校では、他の教師の行う指導についての疑問や非違行為の可能性のある行動について、校長を含めた教職員集団の中で報告したり指摘し合ったりする職員間の関係はできていますか。お互いの遠慮や人間関係の気まずさなどの理由から、目を背ける傾向はありませんか。

研修の視点③・・・「発生した体罰行為の報告は？」

あなたの学校では、校内で体罰行為が発生した場合、教職員は、体罰を行う教師の行動を制止し、事実を速やかに校長に報告する行動がとれる状況になっていますか。

研修の視点④・・・「先ずは第一報、そして公平な事実把握は？」

あなたの学校では、体罰が発生した場合、校長がリーダーシップを発揮して調査し、事実を明らかにして教育委員会に報告する校内体制がつくられていますか。また教職員はそれを支える意識と行動力をもっていますか。

研修の視点⑤・・・「一部の教職員の指導力に頼りすぎていませんか？」

あなたの学校では、一部の教職員の指導力に頼り過ぎたり、また指導方法に疑問があっても批判しにくい雰囲気がみられたりすることなど全教職員でかかわろうとする体制ができていないという状況はありませんか。

研修の視点⑥・・・「地域、保護者等と協働した学校づくりへの取組は？」

あなたの学校では、児童生徒の指導に関する情報を全教職員で共有し、個に応じた指導について意見交換が活発に行われる状況にありますか。保護者とも密接に連携して共にかかわる体制は、できていますか。また、地域社会や保護者等に対して必要な情報発信がなされ、説明責任を果たしながら、協働して学校づくりに取り組む体制は、できていますか。

研修の視点⑦・・・「学校には、体罰を容認する雰囲気は、ありませんか？」

あなたの学校では、体罰は、生徒指導上必要なこともあり、ある程度、仕方のない指導方法の一つだという体罰を容認にする雰囲気は、ありませんか。本当に、体罰を用いないと指導ができないのか。子どもへの熱き思いは、体罰を駆使しないと伝わらないのか考えてみましょう。

(3) 演習事例（小学校用） 1

○ 体罰根絶に向けて、この資料をもとに考えてみましょう

＜グループ討議資料＞

C子の周りには、いつも屈託のない笑いが絶えなかった。C子のごく自然なふるまいの中に優しさを感じ、クラスのみんなから慕われる存在であった。

「C子ちゃんと一緒によかったね。」

6年生でも、同級になったB男の母親は、そう言って喜びました。

B男は、大変明朗な性格ですが、場面をわきまえる事ができず授業中でも、余計な発言をすることがありました。

そんなB男のことを本当は、性格が優しく、友達思いであることを、C子は、去年も同じクラスだったので、よく知っていました。

「うるさい！静かにしろ！余計なことを言うな！」4月に、この小学校に赴任したばかりの学級担任は、この一ヶ月間、授業中に、茶々を入れるB男を頭ごなしに、怒鳴りつける指導を続けていました。

そんな担任の言動に、我慢ができず、抗議したのは、C子でした。

「B男を個人的に呼んで、優しく話をしてあげれば、分かるんだから。」

「去年のクラスでは、うまくいっていたのに。」

「生意気なことを言うな！」「先生を比較するのか。」

「…… 学級担任は、C子の顔を激しく2回殴りました。 ……」

問1 なぜ、この場面で体罰が発生したのか、考えてみましょう。

問2 上の事例を自分自身や自分の学校に置き換えて、どうしたら体罰を防ぐことができるか考えてみましょう。

＜体罰につながる感情は？＞

○裏切り ○思い上がり ○不信感 ○教師のプライド ○怒り
○支配欲 ○距離感の喪失 ○空しさ ○独りよがり ○焦り

(3) 演習事例（小学校用）2

○ 体罰根絶に向けて、この資料をもとに考えてみましょう。

＜グループ討議資料＞

小学校2年生のAさんは、学力的には、かなり高く授業中もよく発言し、意欲的です。しかし、担任の先生が他の子どもと話をしているもお構いなしで割り込んできたり、グループでの活動や給食の時など他人とかかわらなければならないときに、相手の言うことに耳を傾けることがなく、よくトラブルを起こします。

自分の思いどおりにならないと、ひっかく、殴る、噛みつくといった攻撃的な行動が見られます。

最近では、黙って教室を出て行ったり、教室を立ち歩くなど自分勝手な行動がエスカレートしています。担任は、これ以上、Aさんの行動を放置すれば学級崩壊につながると危機感を感じていました。

そんなとき、担任が配布物を取りに職員室に行って戻る間、教室では大変な騒ぎになっていました。Aさんに噛みつかれた同じクラスの児童が大声で泣いています。

「担任は、命に関わることだと思い、反省を促すためにAさんの頭を5回ほど叩きました」その夜、Aさんのお母さんから自分の子どもが、体罰を受けたという抗議の電話が担任にありました。一応、謝罪はしましたが、担任は、命に関わることで、反省を促すための指導だから、やむを得ない体罰だったと思っています。

問1 もし、この担任の先生から相談を受けたら、あなたは、どうしますか。
管理職に報告するかしないかなど意見をまとめてみましょう。

問2 命に関わるときは、どのような指導がよいか考えてみましょう。

問3 上の事例を自分自身や自分の学校に置き換えて、どうしたら体罰を防ぐことができるか考えてみましょう。

＜体罰につながる感情は？＞

○裏切り ○思い上がり ○不信感 ○教師のプライド ○怒り
○支配欲 ○距離感の喪失 ○空しさ ○独りよがり ○焦り

(4) 演習事例（中学校用） 1

- 体罰根絶に向けて、この資料をもとに考えてみましょう。

＜グループ討議資料＞

「何しているんですか！」「授業中に、漫画を見るなんて！」
B教諭の声が、教室に響きわたった。3年1組での国語の授業中のできごとである。「漫画も、国語の勉強になるんだよ。国語の勉強のために、漫画を見てただけだよ！」とA君は言いながら、漫画を机の下に投げ捨てた。A君は、いきなり大声を出されたことに反発し、素直に指導に従おうとはしない。気がついてみると、教室の生徒は、二人のやりとりを見ている。そのうちに、授業も終わり、B教諭は、A君に職員室にすぐ来るように指示をして、教室を後にした。

しばらくして、A君は、職員室に嫌々ながらやって来た。職員室では、B教諭の隣に3年1組の担任Cの座席がある。B教諭は、「授業中に漫画を見ることは、悪いことだ。」と静かに諭そうとした。しかし、Aに反省の色は、感じられなかった。隣で、様子をうかがっていた学級担任のCは、A君の胸ぐらをいきなり掴み、「何だ、その態度は。」と左頬を2回平手打ちをした。

問1 B教諭が、指導している最中に、なぜ、学級担任のCは、A君を平手打ちしたのだろうか。

問2 上の事例を自分自身や自分の学校に置き換えて、どうしたら体罰を防ぐことができるか考えてみましょう。

＜体罰につながる感情は？＞

- 裏切り ○思い上がり ○不信感 ○教師のプライド ○怒り
○支配欲 ○距離感の喪失 ○空しさ ○独りよがり ○焦り

(4) 演習事例（中学校用）2

- 体罰根絶に向けて、この資料をもとに考えてみましょう。

＜グループ討議資料＞

A男の所属するバスケットボール部は、3年連続で市大会で優勝するなど実績があり、練習が厳しいことで知られていた。A男は、小学校時代の実績もあり、中心選手としての活躍を周囲から期待されて入部した。彼は、そのことを鼻にかけたりせず、黙々と練習に取り組む生徒だったと担任は振り返る。

しかし、1年生の冬休み明け頃からA男の様子が変わってきた。心配した担任や顧問が話を聞いても「べつに……」と答えるだけで、無断で練習を休むことも出てきた。

そんなとき、エスケープを繰り返す上級生のグループと体育倉庫の裏で、たばこをすっているところに顧問が出くわす。顧問は、驚き、A男を激しく叱った。「何やってるんだ！ お前のことをずっと心配していたんだ！ ふざけるな！」保護者から、何回も相談されていたこともあり、顧問は、常日頃から、気にかけていた生徒であった。また、お父さんからも「先生、子どもが、悪いことをしたら、殴って指導してください。」と言われていたこともあり、A男の腕を掴み、相談室へ連れて行く。

「… 顔を3発殴り、右足で、2回蹴った。…」その夜、父親から、「耳が痛いと言っている。鼓膜が破れていたら、教育委員会に言いますからね。」と、激しい口調で、抗議の電話があった。あれだけ心配をし、父親からも体罰を容認することを言われ、愛の鞭で殴ったのに、顧問は、釈然としなかった。

問1 もし、この顧問から相談を受けたら、あなたは、どうしますか。

問2 なぜ、この場面で、体罰が発生したのか、考えてみましょう。

問3 上の事例を自分自身や自分の学校に置き換えて、どうしたら体罰を防ぐことができるか考えてみましょう。

＜体罰につながる感情は？＞

- 裏切り ○思い上がり ○不信感 ○教師のプライド ○怒り
○支配欲 ○距離感の喪失 ○空しさ ○独りよがり ○焦り

(5) 演習事例（県立学校用） 1

○ 体罰根絶に向けて、この資料をもとに考えてみましょう

＜グループ討議資料＞

「何やってんだ！」「ふざけるな！」

大きな声が廊下に響き渡った。あちこちの教室から何があったんだろうと顔が覗く。休み時間の出来事である。シャツを出し、ガムを噛みながら廊下を歩いているA君を生徒指導部のB教諭が、見咎め、指導した。「ガムを噛んでるじゃないか。」「噛んでねーよ。」といいながら、ガムを舌の下に隠した。

A君は、みんなの前で大声で指導をされたことに反発し、素直に指導に従おうとはしない。気がついてみると、二人の周りには、大勢の生徒が集まり、二人のやりとりを見ている。心配そうに見ているものもいれば、面白おかしく、ニヤニヤして見ているものも、奇声を上げ、その場の対立を煽っているものもいる。Aに声援を送る声もあった。B教諭は、「うるせえ！」とくっつくA君の胸ぐらをいきなり掴み、「何だ、その態度は。」と左頬を2回平手打ちをした。

A君の興奮は、収まらず、その場にいた他の教師に対しても罵声を浴びせた。周囲の生徒も騒然となり教師へのあからさまな批判の声も聞こえてきた。

少し遅れて現場に駆けつけた学年主任のC先生は、そっとA君の右腕を掴み、耳元で「相談室へ行こう。」とささやいた。C先生は、その場からA君を離してあげたかった。A君は、相談室に入ると今まで張りつめていたものが急にしぼんでしまったような、肩の力が急に抜けたような感覚になった。「みんなが見てたから興奮しちゃって。」と、自分について冷静に語り始めた。

その後の学年会の席で、学年所属の先生方からC先生のような対応をすれば、体罰をしないで済んだのではないかという意見とA君が、くっつくのだから、あの程度の体罰は、あの場をおさめる上でも、仕方なかったのではないかという意見に分かれた。

問1 指導方法によっては、体罰をしないで済んだのではないかという意見とA君がくっつくのだから、あの程度の体罰は仕方なかったのではないか、という意見がありますが、考えてみましょう。

問2 上の事例を自分自身や自分の学校に置き換えて、どうしたら体罰を防ぐことができるか考えてみましょう。

＜体罰につながる感情は？＞

○裏切り ○思い上がり ○不信感 ○教師のプライド ○怒り
○支配欲 ○距離感の喪失 ○空しさ ○独りよがり ○焦り

(5) 演習事例（県立学校用）2

○ 体罰根絶に向けて、この資料をもとに考えてみましょう

＜グループ討議資料＞

A子は、バレーボールの練習試合後のミーティングが終わるとその場に一人残された。

夏の大会を前にA子の動きが悪く、顧問としては、この二週間の練習で修正していきたいと考えていた。

今年、優勝経験豊富な前監督からチームを引き継いだ顧問は、エースアタッカーのA子の動き如何で夏の「県大会連続優勝」そして「全国高校総体連続出場」の行方が、決まってしまうとの思いがあり、それだけに焦りもあった。

しかし、今日の練習試合でも本来の動きは戻らず、A子の気持ちに迷いを感じた。

『思い切ってやってほしい、おまえが頼りだ。』そんな気持ちを伝えなかった。

顧問「やる気があるのか。」

A子「はい。」

顧問「ふざけるな。」

A子「ふざけてません。」

顧問「何だ、その態度は！」 顧問は、興奮を抑えることができないほど怒りがこみ上げてきたのを感じた。

「…… A子の顔を5回、右手で殴った。……」

A子は、顧問を睨み付け、最後まで目を離そうとしません。

A子は、なぜか涙が止まりません。なぜ殴られたのか、釈然としませんでした。

問1 なぜ、この場面で体罰が発生したのか、考えてみましょう。

問2 上の事例を自分自身や自分の学校に置き換えて、どうしたら体罰を防ぐことができるか考えてみましょう。

＜体罰につながる感情は？＞

○裏切り ○思い上がり ○不信感 ○教師のプライド ○怒り
○支配欲 ○距離感の喪失 ○空しさ ○独りよがり ○焦り